

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	〇	
㊦	㊦	㊦	㊦	〇	

令和6年分
開催分

(ふりがな)

にっぽんいしんのかいさんぎいんひれいくだいさんじゅうはちしぶ

1 政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第38支部

2 主たる事務所の所在地 東京都文京区湯島1-10-5

湯島D&Aビル6F

3 代表者の氏名 石井 苗子

4 会計責任者の氏名 石井 苗子

事務担当者の氏名

(電話) 橋本 範子
03-6550-1115

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☒ 政党の支部 の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 石井 苗子

公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者
の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者
の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

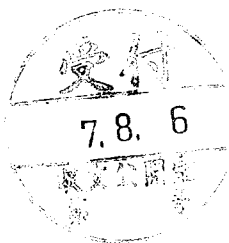
から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	11,727,482
(前年からの繰越額)	2,727,482
(本年の収入額)	9,000,000
支 出 総 額	6,647,087
翌年への繰越額	5,080,395

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	2,500,000	R6/1/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
2	日本維新の会 本部	2,500,000	R6/4/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
3	日本維新の会 本部	2,000,000	R6/7/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
4	日本維新の会 本部	2,000,000	R6/10/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計		9,000,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	3,852,367		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	310,887		
(4) 事 務 所 費	750,000		
小 計	4,913,254	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	559,515		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,174,318	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	1,174,318		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	1,733,833	0	
合 計	6,647,087		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機保守・消耗品代	28,273	R6/1/22	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
2	通信費	14,628	R6/1/29	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
3	通信費	14,625	R6/2/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
4	コピー機保守・消耗品代	14,073	R6/3/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
5	通信費	14,625	R6/3/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
6	コピー機保守・消耗品代	13,525	R6/4/22	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
7	通信費	14,628	R6/4/30	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
8	コピー機保守・消耗品代	15,066	R6/5/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
9	通信費	14,628	R6/5/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
10	コピー機保守・消耗品代	12,125	R6/6/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
11	通信費	14,628	R6/6/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
12	コピー機保守・消耗品代	14,712	R6/7/22	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
13	通信費	14,628	R6/7/29	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
14	通信費	14,628	R6/8/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
15	通信費	14,628	R6/9/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
16	通信費	14,628	R6/10/28	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
17	通信費	14,628	R6/11/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
18	通信費	14,628	R6/12/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアタワー11階	口座引落 徴難
	その他の支出	37,583				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	合 計	310,887				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	家賃	30,000	R6/1/31	特定非営利活動法人日本臨床研究支援ユニット	東京都文京区湯島1-10-5湯島D&Aビル6階	
2	家賃	30,000	R6/7/31	特定非営利活動法人日本臨床研究支援ユニット	東京都文京区湯島1-10-5湯島D&Aビル6階	
3	家賃	30,000	R6/12/23	特定非営利活動法人日本臨床研究支援ユニット	東京都文京区湯島1-10-5湯島D&Aビル6階	
4	会計監査料	330,000	R6/12/23	公認会計士 森孝義事務所	東京都板橋区加賀1-21-1-614	
5	経理事務委託料	330,000	R6/12/23	アークネット・ビジネス・コンサルティング(株)	東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合 計	750,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ETCカード利用交通費	13,139	R6/1/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	口座引落 徴難
2	ETCカード利用交通費	26,558	R6/2/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	口座引落 徴難
3	ETCカード利用交通費	16,573	R6/5/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	口座引落 徴難
4	ETCカード利用交通費	17,856	R6/6/3	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	口座引落 徴難
5	ETCカード利用交通費	11,411	R6/7/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	口座引落 徴難
6	ETCカード利用交通費	24,824	R6/8/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	口座引落 徴難
7	ETCカード利用交通費	12,812	R6/10/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	口座引落 徴難
8	ETCカード利用交通費	35,651	R6/12/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	口座引落 徴難
9	ETCカード利用交通費	41,272	R6/1/9	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
10	ETCカード利用交通費	44,329	R6/4/8	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
11	ETCカード利用交通費	30,367	R6/5/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
12	ETCカード利用交通費	16,579	R6/6/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
13	ETCカード利用交通費	40,141	R6/8/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
14	ETCカード利用交通費	31,669	R6/9/9	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
15	ETCカード利用交通費	17,958	R6/10/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
16	ETCカード利用交通費	33,984	R6/11/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
17	ETCカード利用交通費	59,661	R6/12/9	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
	そ の 他 の 支 出	24,731				
	合 計	499,515				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		60,000				
合 計		60,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広報費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ニュース作成・印刷代	199,776	R6/4/1	株式会社日本システム印刷	東京都千代田区麹町1-8-6 麹町ニシパ マンション203	
2	宣伝用自動車自動車税	39,500	R6/5/10	奈良県自動車税事務所	奈良県大和郡山市満願寺町60-1	コンビニ支払 徴難
3	宣伝用自動車自動車税	45,000	R6/5/21	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	コンビニ支払 徴難
4	宣伝用自動車保険料	130,550	R6/7/12	アクサ損害保険(株)	東京都台東区寿2-1-13 偕楽ビル	口座引落 徴難
5	ニュース作成・印刷代	222,722	R6/7/31	株式会社日本システム印刷	東京都千代田区麹町1-8-6 麹町ニシパ マンション203	
6	ポスター・ビラ等印刷製本代	72,050	R6/9/12	株式会社モイヨンデザインワーク ス	大阪府高槻市南芥川町8-1-214	
7	為書き作成費	255,420	R6/10/25	株式会社アメイズ	奈良県大和高田市市場95-27	
8	為書き作成費	200,200	R6/10/25	株式会社Go West	東京都渋谷区鶯谷町17-15	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	そ の 他 の 支 出	9,100				
	合 計	1,174,318				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 29日

政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第38支部

会計責任者の氏名 石井 苗子



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

令和7年5月29日

日本維新の会参議院比例区第38支部

代表 石井 苗子 殿

登録政治資金監査人

森 孝義 

登録番号 第 5175 号

研修修了年月日 平成29年2月17日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会参議院比例区第38支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会参議院比例区第38支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会参議院比例区第38支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会参議院比例区第38支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上